

～男女共同参画社会を実現するために～

リプロダクティブ・ヘルス・アンド・ライツ (RHR)という言葉を知っていますか？



性や体のことを自分で決め、守ることができる権利のことだね！
妊娠は、女性だけではなく、男性も関わることだから一緒に考えよう！

日本語では「性と生殖に関する健康と権利」と訳されています。
1994年エジプトのカイロで開催された国際人口開発会議で提唱されました。

リプロダクティブ・ヘルスとは、性や妊娠に関わる全てにおいて身体的・精神的・社会的に良好な状態であること。

リプロダクティブ・ライツとは、産む・産まない、いつ、何人子どもを持つかなどを自分で決める権利と、そのために必要な情報やサービスを得られること。

男女共同参画社会の実現に向けて女性特有の健康上の問題を解決し、ライフプランを自ら選択していくためにも、男女がかわらず知っておきたい大切な考えですね！

議会だより

令和5年第6回南関町議会定例会が
12月5日から8日までの4日間開かれました

編集：議会事務局

議案番号	議案名	表決	結果
議案第58号	専決処分報告及び承認を求めることについて(令和5年度南関町一般会計補正予算(第6号))	令和5年12月8日	承認
議案第59号	専決処分報告及び承認を求めることについて(令和5年度南関町一般会計補正予算(第7号))	〃	〃
議案第60号	南関町行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	〃	原案可決
議案第61号	南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案第62号	南関町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案第63号	南関町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案第64号	南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案第65号	南関町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案第66号	南関町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案第67号	南関町浄化槽整備推進事業特別会計条例を廃止する条例の制定について	〃	〃
議案第68号	南関町簡易水道事業特別会計に関する条例を廃止する条例の制定について	〃	〃
議案第69号	令和5年度南関町一般会計補正予算(第8号)について	〃	〃
議案第70号	令和5年度南関町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について	〃	〃
議案第71号	令和5年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について	〃	〃
議案第72号	令和5年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について	〃	〃
議案第73号	南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	〃	同意
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃	〃
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃	〃
委員会提出議案第4号	南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	原案可決
	議員派遣について	〃	〃
	委員会報告について「総務産業常任委員会・陳情付託の件」陳情第4号(令和5年11月20日受理)	〃	〃
	閉会中の継続審査について「総務産業常任委員会・陳情付託の件」	〃	〃
	閉会中の継続調査について「文教厚生常任委員会」	〃	〃
	閉会中の継続調査について「総務産業常任委員会」	〃	〃
	閉会中の継続調査について「広報常任委員会」	〃	〃
	閉会中の継続調査について「議会運営委員会」	〃	〃

陳情などの取り扱いと結果 (12月定例会分)

一般質問

継続審査 1件

・陳情第4号(令和5年11月20日受理)

日本政府に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出に関する陳情書

12月定例会では、矢野修一議員、井下忠俊議員、福山美佳議員、伊藤博長議員、北原浩一郎議員、中村正雄議員、西田恵介議員、境田敏高議員の8名が一般質問を行いました。
一般質問の内容と執行部の答弁は、町立図書館に配置の「会議録」および町ホームページでご覧ください。(12月定例会分は3月に公開予定)

家畜および家きん小規模所有者の定期報告

国内の口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生を防止するため、家畜伝染病予防法で家畜と家きんの飼養者は、飼養状況および飼養衛生管理の遵守状況を、毎年1回県へ報告することが義務付けられています。小規模所有者についても同様です。



下記の飼育数に該当する人は役場経済課まで調査票の提出をお願いします。(調査票は町ホームページに掲載しています)

動物種	小規模頭数基準	動物種	小規模羽数基準
水牛	1頭	鶏	99羽以下
めん羊	5頭以下	あひる・あいがも	
山羊		七面鳥	
豚		うずら	
ミニブタ		ほろほろ鳥	
いのぶた		きじ	
いのしし	1頭	だちょう(エミュー)	9羽以下
鹿			
馬			
ポニー			

問 経済課 農林振興係 ☎57-8504

Act Now グローバルキャンペーンについて ~その3~

国際連合が呼びかけている地球温暖化などの気候変動を止めるためにできる10の行動「Act Now(アクト ナウ) グローバルキャンペーン」の一部を過去に紹介してきましたが(第1回令和5年10月号、第2回令和5年12月号)、今回はその第3回目です。

◆「徒歩や自転車で移動する、または公共交通機関を利用する」

軽油やガソリンを燃焼させる自動車の代わりに徒歩や自転車で移動すれば、温室効果ガスの排出が軽減され、健康と体力の増進に役立ちます。移動距離が長いときは列車やバスの利用を、自動車は相乗りを検討しましょう。

◆「電気自動車に乗り替える」

自動車を購入予定なら電気自動車を検討してください。より安価なモデルが数多く出回っています。化石燃料から作られた電力で走行するにしても、電気自動車はガソリン車やディーゼル車より大気汚染の軽減に役立ち、温室効果ガスの排出量が大幅に削減されます。

◆「家庭のエネルギー源を替える」

電力会社に、自宅のエネルギー源が石油、石炭、ガスのどれなのか、また、風力や太陽光などの再生エネルギー源への切り替えができるのか確かめましょう。あるいは、自宅の屋根にソーラーパネルを設置して家庭で使用する電力を賄いましょう。

(※国連広報センターホームページより抜粋)

〔活動に関する詳細・お問合せ〕環境対策係 ☎57-8579